

〈序章〉

ガバナンス研究科ガバナンス専攻は、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援するとともに、地域の政治・行政、国際協力等に携わる議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、専門職種人(建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人)、ならびにこれら公共政策分野に関心をもつ公務員志望の学卒者および政府派遣留学生・国費留学生・政府開発援助長期研修生等の外国人留学生を対象に、高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成することを目的とする。

公共政策とは、国内外における政策課題の現状分析と資料収集をもとに政策創造を行うものである。それは政策の立案・決定にいたるこれまでのプロセスを見直し、市民参加による目的合理的なプロセスの改編を考え、政策目的の実現可能性についてシミュレーションを行い、実験的な施策によって障害の有無・原因を検証し、政策の手直しを行う。最後にあるいは経年的に、その成果を見届け、政策評価を行う。本研究科は、既存の「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の中核社会科学3分野を統合した総合科学として、新たな公共政策学を構築するとともに、実用知・技法知を中心とする専門職教育をめざしている。

本研究科は、2004年4月、学部に基礎をおかない「独立研究科」として開設したが、その後、学内外の要請に応え専門技術性をより高める趣旨から2007年、文部科学省に「専門職大学院」への改編を申請し認可され、今年(2010年)で4年目を迎えている。この間、社会のニーズに合致した高度職業人の養成の観点から、カリキュラム内容の一層の充実を図りながら、また、実務経験ある講師(非常勤講師・招聘講師)をこれまで以上に多く採用し、教育・研究の水準を高めてきた。その意味で、専門職大学院の目的・教育目標を適切かつ着実に遂行している。

〈本章〉

1 目的

[現状の説明]

目的の適切性

1-1 公共政策系専門職大学院の目的が明文化されているか。

(「大学院」第1条の2)(レベルI◎)

高度な知識と視野を備えた職業人を育成し、それらの人々の政策創造および政策処理能力を高め、新しい時代の政治や行政に対応することができる人材の育成を目的としている。(評価の視点1-1)

1-2 目的が、専門職学位制度の目的と整合したものであるか。

(「専門職」第2条)(レベルI◎)

「政治学・行政学」、「経済学・財政学」、「法律学」の中核社会科学3分野を統合した総合科学科目として、専門職学位課程制度の目的にかなっている。(評価の視点1-2)

目的の周知

1-3 目的が、ホームページや大学案内等を通じ、社会一般に公表されているか。

(「大学院」第1条の2)(レベルI◎)

日本語及び英語によるホームページ(電子媒体)や大学案内(ガイドブック)など国内・国外宛に毎年内容を更新し、また、学内はもとより学外者向けに、毎年、シンポジュームを開催し、専任・非常勤講師によ

る研究紀要『ガバナンス研究』(2004年以降毎年)および元院生らによる「政策研究ワークショップ」の開催ならびに『ガバナンス研究／ネットワーク会報』(2006年以降毎年)を公刊し、関心を持つ者に対しては有料(郵送料込み)で頒布することで、社会一般に公表している。(評価の視点1-3)

特色ある取組み

1-4 目的に関して、特色として強調すべき点はあるか。(レベルⅡ○)

公共政策大学院では、教員スタッフと共に、地域の政治・行政に携わる議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、プロフェショナル(建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人)等の多種・多様な院生・元院生を中心に、その年の時々のテーマを設定し、学外の識者を招聘し、公共政策に関心を持つ一般人向けにシンポジュームを開催しており、その概要も公表している。(評価の視点1-4)

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス
- ・ガバナンス研究科便覧
- ・シンポジウム開催案内・特別講義開催
- ・ガバナンス研究
- ・ガバナンス研究／ネットワーク会報

[点検・評価(長所と問題点)]

公共政策専門職大学院であることから、地域の政治・行政に携わる議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、プロフェショナル、学卒者(公務員志望者)が集い、専門職業人(専門職を目指す者も含む)であるとともに年齢構成の多様性によって、多種・多元的な課題を持ち寄り、情報交換することによって啓発仕合うメリットがある。また、政府派遣留学生・国費留学生・政府開発援助長期研修生等の外国人留学生との交流により、各国の課題を論じ、国際的視野を広げる機会を得る。

問題点としては特になく、あるとすれば、特に外国人留学生との不斷の交流の場(留学生ラウンジ)としての物理的スペースの一層の拡充が求められる。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス
- ・ガバナンス研究科便覧

[将来への取組み・まとめ]

公共政策大学院では、発足(2006年)以降、主に自治体行政を中心に、議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、プロフェショナル等を対象に数多くの院生を輩出し、これまで大きな成果があつたものと

自負している。他方、本大学院では、2007年以降、開発途上国の公務員を対象に英語による公共政策をも講じてきた。しかし、近年にいたり、後者の外国人向け教育をさらに充実させるためには、現状の日本人スタッフの構成員では限界があることが明らかになり、2010年度後期より、教育内容を充実させるために、外国人スタッフの教員採用を1名行ったが、今後もさらに拡充を予定しているところである。

2 教育の内容・方法・成果

2-(1) 教育課程等

[現状の説明]

課程の修了等

2-1課程の修了認定に必要な在学期間及び修得単位数が、法令上の規定や当該公共政策系専門職大学院の目的に則して適切に設定されているか。また、それらが、学生の履修負担を過重とさせないように配慮して設定されているか。
(「専門職」第2条、第3条、第15条)(レベルI◎)

2-2課程の修了認定の基準及び方法が当該公共政策系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に周知・共有されているか。(「専門職」第10条)(レベルI◎)

2-3在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿ってなされているか。また、その場合、公共政策系専門職大学院の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされているか。(「専門職」第16条)(レベルI◎)

課程の修了認定に必要な在学期間は原則として2年以上在学し、修得単位数40単位以上とする(短期修了制度は除く。これまでのところ実例はない)。このうち、一年間に修得できる単位数の上限は36単位とする。院生の履修については、負担過重の指摘はない。(評価の視点2-1)

2004年の公共政策大学院独立研究科発足時においては、成績評価は、A(90~100点)、B(80~89点)、C(70~79点)、D(60~69点)、F(0~59点)の5段階評価としていた。しかし、評点基準が他大学院の評価と異なることから、学卒者院生にとっては、就職時、不利益を被ることとなった。そこで、2007年度以降、全学的に評点基準を改善する措置がとられることになった。すなわち、S(90~100点)、A(80~89点)、B(70~79点)、C(60~69点)、F(0~59点)の5段階評価とした。C以上の成績を修めることが単位修得の条件となる。Fは不合格点とする。これに対し、成績評価方法は、これまでと基本的に変わらない。成績評価項目としては、①「授業への出席状況」、②「討議への参加状況」、③「レポート等の報告」などであり、各項目毎にその割合について明示することで、厳格な成績評価を行っている。(評価の視点2-2)

短期修了制度はあるが、これまで(2010年まで)のところ実例はない。(評価の視点2-3)

教育課程の編成

2-4専門職学位課程制度の目的並びに当該公共政策系専門職大学院固有の目的を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか。(「専門職」第6条)(レベルI◎)

2-5政策系公共専門職に必要な能力を養成する教育内容が、開設科目等の中で適切に計画され、

適切に実施されているか。公共政策系専門職大学院の目的に応じて、それぞれの分野の教育課程が次に掲げるような事項を踏まえた内容になっているか。

- (1) 教育課程が政策過程全般に係る高い専門能力、高い倫理観及び国際的視野を持つ政策プロフェッショナルの人材を養成する観点から適切に編成されているか。
(レベル I ○)

2-6(2) 法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程の編成に配慮しているか。

- (3) 基本的な内容、展開的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目がそれぞれ開設され、かつ、段階的な教育を行うことができるよう教育課程が編成されているか。(レベル I ○)

政策科学科目群(A群)、国際政策科目群(B群)、公共経営科目群(C群)、法律技術科目群(D群)、開発政策・経済科目群(E群)、環境・コミュニティ政策科目群(F群)、政策分野研究(G群)、特別・特殊研究(H群／課題設定演習・レポート作成演習等)としてカリキュラム編成しており、公共政策専門職大学院として、ふさわしい授業科目を開設している。(評価の視点2-4)

(1) 前掲の科目群(A～H群)とは異なる視点に基づき、①議員・市町村長(都市政治プログラム)、②自治体職員・自治体職員志望者(自治体マネージメントプログラム)、③企業・NPO・NGO(社会・生活創生プログラム)、④プロフェッショナル(コミュニティ共創プログラム)の立場から、めざす公共政策分野を明示することで、課題設定・研究に取組みやすいものとしている(評価の視点2-5)

(2) 法学、政治学、経済学の3つの分野を基本に、幅広い科目を適切に学べる教育課程を編成している。

(3) 政策系公共専門職に必要な応用テーマおよび基礎能力を養成する教育内容として、政策科目・国際政策科目・公共経営科目・法律技術科目群(A～D群)を踏まえ、さらに実務能力を涵養・向上させるものとして、政策分野研究(E群)、社会保障・教育政策[政策研究I]、都市システム[II]、市民参加・情報政策[III]、国際政策と国際化[IV]、議会政策[V]、財政政策[VI]、地域経済政策[VII]、危機管理政策[VIII]、政策法務・自治体経営[IX]、環境・社会システム[X])および技術・技法能力を向上させるものとして、特別・特殊研究(課題設定演習・レポート作成演習、プレゼンテーション演習、社会調査法、海外事例研究、立法演習、情報処理)がある。(評価の視点2-6)

系統的・段階的履修

2-7 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期間に履修登録できる単位数の上限が設定されているか。

- (「専門職」第12条) (レベル I ○)

2年以上在学し、修得単位数 40 単位以上としており(短期修了制度は除く。これまでのところ実例はない)、このうち、一年間に修得できる単位数の上限は36単位としている。1学期間の制約はしていない。(評価の視点2-7)

特色ある取組み

2-8教育課程の編成等に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。

(レベルⅡ○)

これまでのカリキュラム(公共政策学A群からD群)編成と交差(クロス)する切り口として、2010年から専門職種プログラム(教育課程)を設定することになった。すなわち、①[都市政治プログラム]自治体議員・首長を対象とする。②[自治体マネージメントプログラム]現職公務員・公務員志望者を対象とする。③[社会・生活創生プログラム]企業、NPO・NGO 職員を対象とする。④[コミュニティ共創]建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人のプロフェショナルを対象とするものである。これにより、院生毎の課題設定・研究テーマならびに方法論的アプローチの絞り込みが容易となると思われる。(評価の視点2-8)

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス
- ・ガバナンス研究科便覧
- ・授業科目一覧表
- ・授業計画
- ・教員ハンドバック
- ・ガバナンス研究科時間割表

[点検・評価(長所と問題点)]

教育の内容・方法・成果についていえば、専門職大学院に入学してくる者は、専門職業人(自治体議員・長、公務員、企業、NPO・NGO 職員、各種士・師業人および志望の学卒者も含む)を前提としており、これにより科目内容およびレベルと共に編成されやすいものになっている。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス

[将来への取組み・まとめ]

教育課程(カリキュラム)についてはほぼ整備されているが、日進月歩の今日、以前に学んだものが、その後の社会の変化により、教育の内容・方法・成果が陳腐化することが大いに予想される。これまでのところ、院生および卒業生主体による、ガバナンス政策研究ネットワーク、都市政策フォーラム、公共品質マネージメントフォーラム(PQMフォーラム)、ガバナンス・サロンなどによる情報交換・再研修のシステムを構築する必要がある。

2-(2) 教育方法等

[現状の説明]

授業の方法等

2-9 実践教育を充実させるため、事例研究、現地調査又は双方向、多方向に行われる討論若しくは質疑応答、その他の適切な方法により授業を行うなど、適切な配慮がなされているか。(「専門職」第8条第1項)(レベルI◎)

2-10 多様なメディアを利用して遠隔授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。(「専門職」第8条第2項)(レベルI◎)

2-11 通信教育によって授業を行っている場合は、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野であって、当該効果が認められる授業を対象として実施しているものであるか。(「専門職」第9条)(レベルI◎)

2-12 授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、授業のクラスサイズが、教育効果を十分に上げるために支障のないものとなっているか。
(「専門職」第7条)(レベルI◎)

問題発見・解決方法を重んずる実務的観点から、フィールド・リサーチ(政策創造研究)、ケース・スタディ(事例研究)、ワークショップ方式(立法演習)、シミュレーション作成(政策評価、計画行政、財務分析)、ロール・プレイ(危機管理)、実地調査(外国)等の多様な教育技法を活用でき、教育技法そのものの開発にもつながっている。これらはいずれも双方向・多方向に行われる討論・質疑応答が交わされている。(評価の視点2-9)

多様なメディア(ビデオなど)は活用されているが、遠隔授業は行っていない。(評価の視点2-10)

通信教育は行っていない。(評価の視点2-11)

授業の内容、授業の方法及び施設・設備その他の教育上の諸条件はほぼ整備されており、授業のクラスサイズに大きな支障はない。(評価の視点2-12)

授業計画、シラバス

2-13 教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び一年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されているか。
(「専門職」第10条第1項)(レベルI◎)

教育課程の編成の趣旨に沿って、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件及び半年間の授業日程等が明示されたシラバスが作成されている。(評価の視点2-13)

単位認定・成績評価

2-14 目的に応じた成績評価、修了認定の基準及び方法が策定され、それらが学生に対して、シラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。

(「専門職」第10条第2項)(レベルI◎)

2-15 明示された基準及び方法に基づき、成績評価、単位認定が、公正・厳格に行われているか。(「専門職」第10条第2項)(レベルI◎)

成績評価方法は、①「授業への出席状況」、②「討議への参加状況」、③「レポート等の報告」などであり、項目毎にその割合について明示することで、厳格な成績評価を行う。GDP(グレード・ポイント・アベレージ)方式については、原則として、S(90~100)は、受講者の2割に限定している。しかしながら、大講堂・マスプロ講義と異なり、少人数の対面式講義・演習が主であることから、評点A(80~89)以上の達成をめざし教育をし、この場合、前掲評価項目(①~③)を重視している。(評価の視点2-14)

明示された基準及び方法に基づき、成績評価、単位認定が、公正・厳格に行われている。(評価の視点2-15)

他の大学院における授業科目の履修等

2-16 学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位や当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定している場合、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令上の基準の下に、当該公共政策系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか。

(「専門職」第13条、第14条)(レベルI◎)

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位等について、十分に留意している。(評価の視点2-16)

履修指導等

2-17 入学前における学生の多様なバックグラウンドや職業観に配慮するなど、個々の学生のキャリアに応じた履修指導が行われているか。(レベルI○)

現役職業人たる院生については、自ずから問題意識・目標を設定されていることから、個々の履修指導をしておらず、科目内容について、担当科目的教員に履修指導されることはある。

学卒者(公務員志望)については、公務員試験合格の履修について、明治大学設置の行政研究所(受験予備校)スタッフにより履修指導されている。(評価の視点2-17)

改善のための組織的な研修等

2-18 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施しているか。

(「専門職」第11条)(レベルI◎)

授業の内容および方法が多様であることから、組織的な研修および研究改善は行っていない。しかしながら、本学では院生による授業評価、指導評価アンケートを前・後期授業期間終了時期に実施し、回収は担当科目教員個々人に委ねられることなく、執行部(研究科長、専攻主任、大学院委員)に提出さ

れ、教育内容をチェックするものとされている。

さらに、ガバナンス研究科所属の教員と非常勤講師からなるFD(ファカルティ・デベロップメント)協議会を年一回開催し、成績評価の方法・基準の統一並びに教育手法について意見交換を行い、教育内容の向上と改善を図っている。

(評価の視点2-18)

特色ある取組み

2-19 教育方法に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベルⅡ○)

先に指摘したように(評価の視点2-9)、フィールド・リサーチ(政策創造研究)、ケース・スタディ(事例研究)、ワークショップ方式(立法演習)、シミュレーション作成(政策評価、計画行政、財務分析)、ロール・プレイ(危機管理)、実地調査(外国)等の多様な教育技法を活用でき、教育技法の開発にもつながっている。(評価の視点2-19)

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス
- ・ガバナンス研究科便覧
- ・授業科目一覧表

[点検・評価(長所と問題点)]

専門職業人を対象とするものであることから問題意識も先鋭であり、入学試験時において相当程度、テーマを絞っていることから、履修科目も特定しやすく指導しやすい。また、院生だけでなく教員ともに課題の解決手法(アプローチ)を構想することとなり、新たな課題の発見にいたることもある。その意味で、教員・院生の共同研究でもありえ、斯学(公共政策学)の発展に寄与することもあり、卒業論集として「優秀リサーチ・ペーパー」を配布している。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス

[将来への取組み・まとめ]

勤務等の事情から、講義に出席できなかった院生に対しては、3回までにかぎって、リモートラーニングと称するオン・デマンドによる講義内容のビデオ収録とそのインターネット配信(Windows)により視聴できるものとし、これにより視聴した講義内容を文書として提出することで出席扱いとするものとしてきた。しかしながら、オン・デマンドによる講義システムについては、現状では、教員の講義および院生などの収録・収音者個々人の発言が聞き取り難い課題がある。リモートラーニングとして、より一層の充実を図り、将来的に遠隔授業の実施につな

げたい。

2-(3) 成果等

[現状の説明]

学位の名称

2-20 授与する学位は、公共政策の実務分野の要請に応えうるような適切な水準のものであるとともに、教育内容に合致する適切な名称を有するものであるか。

(「学位規則」第5条の2、第10条)(レベルI○)

2004年発足の学部に基礎をおかない公共政策大学院(独立研究科)においては、授与される学位は「公共政策学修士」としてあったが、2007年、公共政策専門職大学院として再発足にあたって、学位として「公共政策修士(専門職)」とした。理論はもとよりのことながら、より実務的・実践的成果をあげることを目標とするものである。(評価の視点2-20)

学位授与基準

2-21 学位授与に関わる基準及び審査手続等が明文化され、それに基づいて学位授与が適切に行われているか。(「専門職」第10条第2項)(レベルI○)

学位授与に関わる基準及び審査手続等(40単位以上の講義科目の修得とリサーチ・ペーパー[修士論文]の提出による、3名の教員による審査[論文審査・口頭試問])が明文化され、それに基づいて学位授与が認められる。(評価の視点2-21)

修了生の進路の把握

2-22 修了者の進路が把握され、また、公表されているか。(レベルI○)

すでに職業人でもあり転職は少ない。学卒者の場合、多くは公務員または民間企業に就職するケースが多い。進路は公表されていない。(評価の視点2-22)

教育効果の測定

2-23 学生からの意見聴取など教育効果の測定の仕組みを整え、それらを適切に運用しているか。(レベルI○)

先述のように、授業評価、指導評価アンケートを前・後期授業期間終了時期に実施し、回収は執行部(研究科長、専攻主任、大学院委員)に提出され、教育内容をチェックしているが、院生の提出者は多くはない。これまでのところ、格別の異見が提起されたケースは少ない。(評価の視点2-23)

特色ある取組み

2-24 教育成果、又は、教育成果を踏まえた教育の内容・方法等に関して、特色として強調すべき点、

ないし検討課題はあるか。(レベルⅡ○)

危機管理政策(政策研究Ⅷ)として、「災害と危機管理」、「危機管理とデモクラシー」、「市町村行政と危機管理」、「危機管理とガバナンス」に関心が寄せられ、フィールド・リサーチやシンポジウムを開催し、危機管理意識が共有され、教育成果があがった。(評価の視点2-24)

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科シラバス
- ・シンポジウム開催案内・特別講義開催

[点検・評価(長所と問題点)]

教育課程(カリキュラム)が良く整備されているが、夜間教育が中心となることから、同一時間帯で関心科目がバッティングすることが多く、結果的に単位数をそろえることで終わってしまう可能性がある。これに対し、土曜日には時間的余裕があるが、ここでも主要科目がバッティングすることとなる。日曜日・連休日の活用が求められる。

【根拠・参考資料】

- ・授業科目一覧表

[将来への取組み・まとめ]

夜間教育の限界があり、主要・基礎科目については、将来的にビデオ・デマンド(放送大学教育方式)の併用も構想されよう。

3 教員組織

[現状の説明]

専任教員数

3-1 専任教員数に関して、法令上の基準を遵守しているか。

(「告示第53号」第1条第1項)(レベルⅠ○)

3-2 専任教員が、1専攻に限り「専任教員」として取り扱われているか。

(「告示第53号」第1条第5項。なお、平成25年度まで、「専門職」附則2が適用される。)(レベルⅠ○)

3-3 法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として「教授」で構成されているか。(「告示第53号」第1条第6項)(レベルⅠ○)

専任教員数に関して、法令上の基準を遵守している。(評価の視点3-1)

3名の専任教員が当大学他学部に兼籍しているが、平成25年度までには解消する予定である。(評価の視点3-2)

法令上必要とされる専任教員数の半数以上が、原則として「教授」で構成されている。(評価の視点3-3)

専任教員としての能力

3-4教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている者であるか。

1. 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
2. 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
3. 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(「専門職」第5条) (レベルI ◎)

教員は、1~3のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えている。(評価の視点3-4)

実務家教員

3-5専任教員のうち「実務家教員」の数について、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されているか。(「告示第53号」第2条) (レベルI ◎)

3-6「実務家教員」が、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されているか。(「告示第53号」第2条) (レベルI ◎)

専任教員のうち「実務家教員」の数について、当該分野で必要とされる一定の割合が確保されている。(評価の視点3-5)

「実務家教員」が、5年以上の実務経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員で構成されている。(評価の視点3-6)

専任教員の分野構成、科目配置

3-7公共政策分野に関する基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開・発展させる科目及び先端知識を学ぶ科目について、専任教員が適切に配置されているか。(レベルI ○)

公共政策分野に関する基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、広い視野や周辺領域の知識を涵養する科目、基礎知識を展開・発展させる科目及び先端知識を学ぶ科目について、専任教員が適切に配置されており、このことは業績目録によって証明されている。(評価の視点3-7)

教員の構成

3-8教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっているか。(「大学院」第8条第5項) (レベルI ◎)

教員の構成が、特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されたものとなっている。(評価の視点3-8)

教員の募集・任用

3-9 教員の募集・任用の手続について、規程が定められ、適切に運用されているか。
(レベルI ○)

教員の募集・任用の手続について、規程が定められ、適切に運用されている。(評価の視点3-9)

特色ある取組み

3-10 教員組織に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。
(レベルII ○)

長い経験を有する実務家専任教員(3名)および多彩な実務家兼任講師を擁し、自治体の行財政政策や発展途上国の国際政策に関する知見と経験を踏まえた具体的方策が示され、受講生から好評を得ている。(評価の視点3-10)

【根拠・参考資料】

- ・明治大学任用規程
- ・明治大学特任教員任用基準
- ・明治大学客員教員任用基準
- ・明治大学兼任講師任用基準
- ・ゲスト講師招聘運用内規
- ・ガバナンス研究科人事委員会内規

[点検・評価(長所と問題点)]

2004年に発足した公共政策大学院については、高度な研究と教育実績または豊富な実務経験ある者として、50代の教授が採用されたことで、格別の準備なく、スムースに開学することができた。しかしながら、その後、6年を経て、高齢化が進みつつある。他方、本学では、来年度、発展途上国の行政職員(日本側公費招聘)の増員に向けて、この分野での比較的若い外国人専門教員を採用する予定になっており、年齢的なバランスを確保できるものと思料している。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科人事委員会内規

[将来への取組み・まとめ]

10年以内に現有高齢スタッフの退職があり、いずれ年齢構成的なバランスがとられるものと思料される。

4 入学者選抜

[現状の説明]

定員管理

4-1 入学者に対する在籍学生数が、適正に管理されているか。（「大学院」第10条）（レベルI◎）

入学定員に対する在籍学生数が、オーバーすることはなく、むしろ定員以下に納まっている。（評価の視点4-1）

学生の受け入れ方針等

4-2 専門職学位課程制度の目的に合致し、かつ、当該公共政策系専門職大学院の目的に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続が設定され、それが事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。（レベルI○）

公共政策大学院ガバナンス研究科の院生は、これまでも主に、自治体議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、プロフェショナル（建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人）等が対象となっている。さらに、選抜方法および選抜手続についても、広く公表されている。（評価の視点4-2）

実施体制

4-3 入学者選抜を実施する、責任ある体制が確立されているか。（レベルI○）

入学者選抜を実施する、責任ある体制が確立されている（評価の視点4-3）

特色ある取組み

4-4 入学者選抜に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。（レベルII○）

I期入試（11月）およびII期入試（翌年2月）ならびに秋季I期入試（7月）のほか、派遣入試と呼ぶアドミッション・オフィス方式により、勤務先の人事担当役職者以上からの推薦ある者を対象に、隨時、入学試験（面接試問）を実施する。（評価の視点4-4）

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科入学試験要項
- ・ガバナンス研究科入学試験実施要項
- ・ガバナンス研究科入学試験実施体制
- ・ガバナンス研究科入学試験面接要項

[点検・評価(長所と問題点)]

学部学生の場合、2月入試・4月入学が一般であるが、職業人は職務の都合で、年一回の入試では機会が限定される。その結果、春期・秋期の試験・入学のチャンスが設定されている。また、学部生と異なり職業人入学者数は多くないので、入学試験の実施にあたって、格別、教員スタッフの負担になっていない。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科入学試験要項
- ・ガバナンス研究科入学試験面接要項

[将来への取組み・まとめ]

院生の学費が高額で経済的負担となっている。学費の一層の切り下げと給費奨学金額の拡大が求められる。

5 教育研究環境および学生生活

[現状の説明]

教育形態に即した施設・設備

5-1 講義室、演習室その他の施設・設備が、公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか。(「専門職」第17条)(レベルI○)

講義室、演習室その他の施設・設備が、公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されている。(評価の視点5-1)

情報関連設備及び図書設備

5-2 教員の教育研究活動及び学生の学習のために必要な図書施設、及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されているか。(レベルI○)

教員の教育研究活動及び学生の学習のために必要な図書施設、及び情報インフラストラクチャーが適切に整備されている。(評価の視点5-2)

特色ある取組み

5-3 教育研究環境の整備に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベルII○)

5-4 学生生活への支援・指導に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベルII○)

5-5 学生の課程修了後を見越したキャリア支援、進路選択のための助言・指導の体制について、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベルII○)

教育環境の整備に関しては、電子機器装置が整備されている。(評価の視点5-3)

怪我や病気等にかかったときには、学内および近辺の病院が数多くあり、緊急搬送も可能である。(評価の視点5-4)

院生は職業人であることから一般には該当しない。これに対し、学卒者について就職のための助言・指導の体制が整備されている。(評価の視点5-5)

【根拠・参考資料】

- ・明治大学図書館規程
- ・明治大学図書館利用規程
- ・明治大学図書館利用案内
- ・就職の手引
- ・就職概況 2000 年度

[点検・評価(長所と問題点)]

教育環境の整備に関しては、電子機器装置が整備されており、普段の更新が行われている。他方、機器の陳腐化が明らかになったときには、速やかに更新することが必要とされる。

【根拠・参考資料】

- ・明治大学情報基盤本部規程
- ・明治大学の情報サービスリーフレット
- ・Oh-o ! Meiji システム案内

[将来への取組み・まとめ]

オン・デマンドによる講義システムについては、現状では、教員の講義および院生などの収録・収音者個々人の発言が聞き取り難い課題がある。リモートラーニングとして、より一層の充実を図り、将来的に遠隔授業の実施につなげたい(再掲)。

6 管理運営

[現状の説明]

事務組織の設置

6-1 公共政策系専門職大学院を管理運営し、その目的の達成を支援するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置しているか。(「大学院」第35条)(レベルI◎)

公共政策系専門職大学院を管理運営し、その目的の達成を支援するため、適切な規模と機能を備えた事務組織を設置している(評価の視点6-1)

学内体制・規程の整備

6-2 公共政策系専門職大学院の教学事項に関する固有の意思決定及び管理運営を行うため

の組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われているか。(レベル I ○)

公共政策系専門職大学院の教学事項に関する固有の意思決定及び管理運営を行うための組織体制が整備されるとともに、その活動を支える規程が設けられ、運用が適切に行われている。(評価の視点6-2)

関係組織等との連携

6-3地方自治体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されているか。また、公共政策系専門職大学院の運営のために、学外から意見を聴取する仕組みが設けられているか。(レベル I ○)

地方自治体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働が適切に実施されている。これに対し、公共政策系専門職大学院の運営のために、学外から意見を聴取する仕組みはない。(評価の視点6-3)

特色ある取組み

6-4管理運営に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベル II ○)

災害等の危機管理に関し、シミュレーション方式で、自治体との連携・協働を行っている。(評価の視点6-4)

【根拠・参考資料】

- ・学校法人明治大学教職員就業規則
- ・事務組織規程
- ・事務組織図
- ・職員研修に関する規程
- ・職員研修基本計画・実施要領

[点検・評価(長所と問題点)]

本研究科は明治大学専門職大学院にあって、同大学院を構成する他の2研究科(グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科)とともに、専門職大学院としての設立意義と教育理念に基づく連携的な運営が図られている。専門職大学院に関する事項のすべては3研究科横断的組織である専門職大学院委員会を通して綿密に精査され、検討されている。またそのための当該委員会の開催についてもつねに緊密な状況が維持されている。専門職大学院が直面する教育上の課題は、高度専門職業人の育成と、実務界からの多様なニーズに応え得る人材の育成にあり、これらはいずれも前述の3研究科において共通の課題として認識されると同時に、その具体的施策についての検討が図られている。

【根拠・参考資料】

[将来への取組み・まとめ]

本研究科のみにとどまらず、専門職大学院全体としての管理および運営に十分に配慮することにより、専門職大学院としてのガバナンス研究科の存在意義と社会的貢献の在り方等に関する新たな施策を展開できるよう、今後も継続的な努力を払うものである。

7 説明責任

[現状の説明]

自己点検・評価

7-1自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取組みとして実施しているか。

(「学教法」第109条)(レベルI○)

7-2自己点検・評価の結果を、学内外に広く公表しているか。

(「学教法」第109条)(レベルI○)

自己点検・評価のための仕組み及び組織体制を整備し、適切な評価項目及び方法に基づいた自己点検・評価を、組織的、継続的な取組みとして実施している(評価の視点7-1)

自己点検・評価の結果は、「自己点検・評価報告書」として、ガバナンス研究科発足時(2004年)から内外に公表している。(評価の視点7-2)

情報公開

7-3公共政策系専門職大学院の教育活動及び組織運営その他の活動の状況について、学生、志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切かつ真摯・誠実に情報公開を行っているか。(レベルI○)

公共政策系専門職大学院の教育活動及び組織運営その他の活動の状況について、学生、志願者及び一般社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内(ガバナンス研究科ガイドブック)等を利用して適切かつ真摯・誠実に情報公開を行っている。(評価の視点7-3)

特色ある取組み

7-4点検・評価及びそれに基づく改善・向上の取組み、情報公開・説明責任に関して、特色として強調すべき点、ないし検討課題はあるか。(レベルII○)

ホームページや大学院案内の他に、年に一度、公共政策に関わるテーマを設定し、シンポジュームを開催しており、その際、ホームページを見て参加した者に対して大学院案内(ガバナンス研究科ガイドブック)を配布している。また、教育内容に関心を持つ者に対しては、大学院の概要、学費、・奨学金・各種支援制度、教育内容等に関わる質問については、適宜、説明している。(評価の視点7-4)

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科「自己点検・評価報告書」(2004年～2009年)
- ・授業評価アンケート結果に基づくFDへのご協力のお願い
- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス

[点検・評価(長所と問題点)]

ホームページへのアクセスは容易であるが、特に関心を持つ者に対しては、詳細は院生又は知人等により聴取するほか、事務局職員に電話し、情報を取得することができる。

【根拠・参考資料】

- ・ガバナンス研究科ガイドブック
- ・ガバナンス研究科ホームページアドレス

[将来への取組み・まとめ]

現状では、特に変わりない。

終 章／多種多彩なプロフェショナルが集う知的空間

日本の社会は今、大きく変わろうとしている。少子化高齢化、経済変動、それに地方分権や地域主権などが、日本を直撃している。グローバル化の進展が、それに一層の弾みをついている。明治大学が2004年4月に開講した公共政策大学院「ガバナンス研究科」は、こうした社会変化に対応することを念頭に創設された独立研究科として発足した。「ガバナンス研究科」は、政治や行政について、これから世の中に必要とされる広範な「知識」を備えた専門家を育てようとするものである。また、「ガバナンス研究科」はなによりも、こうしたプロ（高度職業人）になることをつよく「意識」した受講生のための研究科である。目的意識をはっきりと「認識」した人々が集う知的空間、それが「ガバナンス研究科」の目指すものである。

幸いにも、こうした「ガバナンス研究科」の意図するところが、多くの人々の賛同を得られたと思われる。その実績をふまえ、当研究科は2007年4月より「専門職大学院」へと移行した。「知識」、「意識」、「認識」の3識は、公共政策大学院「ガバナンス研究科」がもとめる受講生に期待される基本理念である。首長の皆さんや現役の議員として活躍されている人々、それに公務員として行政に携わっている人々、NPOなどの各種団体に関係する人、さらには、将来こうした職種に就くことを目的にしている学生達など、「ガバナンス研究科」が念頭におく受講生は多種多様である。そこでは、さまざまな経験を積んだ人々やこれから多くを学ぼうと期待に胸ふくらませた人々が「ガバナンス研究科」という空間を共有しながら意見を交換し、知識や情報を集めることについて努めようとする。そのなかから、直面する政治や行政の課題について解決策をもちあうことで、新しい提案が生まれる。その意味で、「ガバナンス研究科」は、古代ギリシャの討論広場として知られる「アゴラ」の現代版でもあり、そこに集う人々の熱意と能力の高さを考えれば、現代の梁山泊ともいいくべきものである。

「ガバナンス研究科」では、これから社会運営の方法、つまり「ガバナンス」を模索するため、内外の具体的な事例を重視し、それらのなかから理論を生み出すことに力点をおく。具体的な問題と、理論的な課題をセットで検討しようとするのが、この研究科の大きな特色である。事例は広く、理論は深く、「ガバナンス研究科」の講

義や演習で学ぶ研究成果の汎用性は、きわめて広範囲におよぶ。これから社会、どの分野においても、ミクロの事例によく、マクロの理論にも長けたリーダーを必要とする。こうしたリーダーの育成を目指すのが、明治大学公共政策大学院「ガバナンス研究科」にほかならない。